

(5) 有料通行カード利用に伴うポイントサービスの未利用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部 動物愛護畜産課	動物愛護畜産課においては、高速道路を通行する際に、法人用のE T CスルーカードNを利用しているが（846,208円執行）、通行料金の支払額に応じてポイントが貯まり、ポイントを還元額と交換できる「E T Cマイレージサービス」の登録を行っていなかった。	E T Cマイレージサービスによる還元額は無料通行分として使用できるうえ、登録は無料であり、年会費も不要であるため、同サービスの登録を行うことによる経済的効果は高い。 経済性の観点から、同サービスによるポイント付加が見込まれる高速道路の利用実態に合わせて、同サービスへの登録を行うことを検討されたい。	動物愛護畜産課、同課所管の動物管理指導所及び同所の4か所の分室所有のE T CスルーカードN（計16枚）全てについて、経済効果が見込まれることから、E T Cマイレージサービスの登録を実施した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）